第37号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成19年2月20日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例(昭和33年足立区条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1電柱の項中「1,193円」を「1,185円」に改め、同 表標識等の項中「707円」を「702円」に改め、同表水道管下水道 管ガス管の項中「294円」を「292円」に、「589円」を「58 5円」に改め、同表電線の項中「98円」を「117円」に、「294 円」を「292円」に、「589円」を「585円」に改め、同表鉄塔 の項中「884円」を「878円」に改め、同表変圧塔、マンホールの 類の項中「884円」を「878円」に改め、同表郵便差出箱又は信書 便差出箱の項中「353円」を「351円」に改め、同表公衆電話所の 項中「884円」を「878円」に改め、同表地下の占用物件の項中「3 49円」を「418円」に、「268円」を「292円」に改め、同表 高架の占用物件の項中「268円」を「321円」に改め、同表写真撮 影のための常時占用の項中「6,480円」を「6,960円」に改め、 同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「1,200円」を「1,2 32円」に改め、同表映画、テレビ及びビデオ撮影のための臨時的な占 用の項中「9,720円」を「1万875円」に改め、同表天体、気象 又は土地の観測施設の項中「398円」を「477円」に改め、同表そ の他の占用の項中「22円」を「26円」に改める。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(提案理由)

占用料を改定することにより、負担の適正化を図る必要があるので、 この条例案を提出いたします。